

教育長	校長	課長	係	文書

8 教 義 第 1 0 8 5 号

平成 8 年 1 2 月 2 7 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長



ボランティア休暇について（通知）

このことについて、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（平成 6 年 1 2 月 2 1 日人事委員会規則第 4 8 号）の一部が改正（平成 8 年 1 2 月 2 7 日付け県公報号外第 3 6 号に登載）され、ボランティア（社会に貢献する活動）休暇が新設されました。その内容及び取扱いは、下記のとおりですので、職員に周知するとともに適正な運用をしてください。

なお、規則の運用について、別添のとおり人事委員会から通知がありましたので、併せて通知します。

記

1 内 容

- （1）職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行うため、その勤務しないことが相当であると認められるとき、1 の年において 5 日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間について、特別休暇による取扱いとしたこと。

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設（別表）における活動

ウ 上記ア及びイのほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

エ 国際交流団体又は公的団体が行う行事等において、通訳その他外国人を支援する活動

- （2）施行日は、平成 9 年 1 月 1 日であること。

2 申請手続き

- （1）所定の「休暇承認願」に「ボランティア活動計画書」（別紙）を添付して申請すること。
- （2）「ボランティア活動計画書」（別紙）における「1 活動期間」は、活動場所での実際の活動期間について記入すること。

また、活動期間と往復に要する期間が連続する場合で、これらを合わせた日数が 5 日の範囲内であれば、当該往復に要する期間についても休暇の対象となること。

3 運用上の注意事項

- （1）ここでいう親族とは、民法第 7 2 5 条にいう親族である 6 親等内の血族、配偶

者、3親等内の姻族であること。

(2) 「1の年」とは、1暦年をいい、「5日」の取扱いについては、暦日による。

(3) 時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

(4) 「報酬を得ない」とは、交通費等の実費弁償以外に活動の対価として金品を得るような場合はもちろんのこと、いわゆるボランティア切符のような将来的な見返りを期待するような場合も休暇の対象とはならないという趣旨であること。

(5) イ「施設（別表）における活動」とは、各施設によってボランティアの位置づけが区々であるが、当該施設においてボランティアが行うものとして位置づけられているものであればこの休暇の対象となること。

また、この休暇の対象となる活動からは「専ら親族に対する支援となる活動」は除外されているが、親族が入所または通所している施設における活動であっても、その活動が当該施設においてボランティアが行うものとして位置づけられているものであり、職員がボランティアとして参加するものであれば、この休暇の対象として差し支えないこと。

(6) 別表中「コ その他これに準ずる施設」とは、ア～ケに定めた施設以外で、身体上又は精神上的の障害がある者の職業訓練等を目的として設置されている共同作業所等の施設のうち、利用定員が5人以上であり、かつ、利用者の作業指導等のため当該施設において常時勤務する者が置かれている施設をいう。

(7) ウという活動は、主に居宅における活動をいい、「常態として・・・日常生活を営むのに支障のある」とは、その者にとっての普通の状態が日常生活を営むのに支障の生じているということであり、短期間で治癒するような負傷、疾病などにより支障の生じているものに対する看護等については、休暇の対象とならないこと。

(8) 在宅の障害者等を支援する活動に仲介団体の紹介により参加する場合には、事前に当該障害者等の日常生活に支障の生じている状態を把握できないことがあり得るが、仲介団体がボランティア活動により支援を行う対象としている者については、「常態として・・・日常生活を営むのに支障のある」者に該当するものとみて、活動計画書の当該障害者の状態に関する記述は省略することができることとし、その活動が訪問介護等日常生活を支援するものであれば、休暇の対象として差し支えないこと。

(9) この休暇を取得してボランティア休暇を行うに当たっては、地方公務員法等の規定に抵触することのないことはもちろん、地方公務員として行政の政治的中立性等の観点から、県民の誤解を招くことのないよう、十分注意すること。

(10) ボランティア活動中の安全には十分注意を払う必要があるが、活動中の不慮の事故により、職員自身が負傷する場合や他人の者を破損してしまう可能性もあることから、あらかじめボランティア活動保険（各市町村の社会福祉協議会で加入でき、掛金は年間300円、500円、2260円）に加入しておくことが望まれること。

(別 表)

「施設における活動」対象施設

根 拠 法 律	施 設 の 種 類
ア 身体障害者福祉法 第 5 条 第 1 項 「身体障害者更正援護施設」	身体障害者更正施設 身体障害者療護施設 身体障害者福祉ホーム 身体障害者授産施設 身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設
イ 精神薄弱者福祉法 第 5 条 「精神薄弱者援護施設」	精神薄弱者更正施設 精神薄弱者授産施設 精神薄弱者通勤寮 精神薄弱者福祉ホーム
ウ 精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律 第 5 0 条 の 2 第 1 項 「精神障害者社会復帰施設」	精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設 精神障害者福祉ホーム 精神障害者福祉工場
エ 児童福祉法 第 7 条	精神薄弱児施設 精神薄弱児通園施設 盲ろうあ児施設 虚弱児施設 H10.4.30 削除 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設
オ 老人福祉法 第 5 条 の 3	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
カ 生活保護法 第 3 8 条 第 1 項	救護施設 更正施設 医療保護施設
キ 老人保健法 第 6 条 第 4 項	老人保健施設
ク 医療法 第 1 条 の 5 第 1 項	病院
ケ 学校教育法 第 1 条	盲学校 ろう学校 養護学校
コ その他これに準ずる施設	

ボランティア活動計画書

所 属
氏 名

印

1 活動期間

平成 年 月 日 午前・午後 時から
平成 年 月 日 午前・午後 時まで

2 活動の種類

- ☐ 被災者への支援活動
☐ 社会福祉施設等における活動
☐ その他の日常生活を支援する活動
☐ 外国人への支援活動

3 活動場所

施設名等 : _____
所 在 地 : _____
電話番号 : _____

4 具体的な活動内容

5 仲介団体等の有無及び団体名

☐ 有 ☐ 無

団 体 名 : _____
所 在 地 : _____
電話番号 : _____

6 備考

- 注) 1 「3 活動場所」及び「4 具体的な活動内容」については、当該活動が仲介団体等（社会福祉協議会等主として活動の仲介を行っている団体のほか、自らも活動主体となって活動を行う団体も含まれる。）を通じたものであり、当該仲介団体等による証明が得られる場合には、適宜記入を省略して差し支えない。
- 2 「3 活動場所」は、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名及び住所等を記入する。
- 3 「6 備考」は、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等を通じないで行う場合に、その者の状態について記入する。

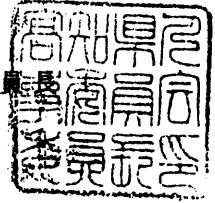


8 高 人 委 第 2 8 1 号

平成 8 年 1 2 月 2 7 日

高知県教育委員会委員長 様

高知県人事委員会委員長



公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の
運用について（通知）

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用について（平成 6 年 1 2 月 2 1 日付け 6 高 人 委 第 2 8 1 号 高知県人事委員会委員長通知）の記の第 5 特別休暇関係を下記のとおり改正したので、平成 9 年 1 月 1 日以降は、これによってください。

記

記の第 5 特別休暇関係中 5 の項を 6 の項とし、4 の項を 5 の項とし、3 の項の次に次の 1 項を加える。

4 社会に貢献する活動

(1) 「相当規模の災害」とは、

災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）による救助の行われる程度の規模の災害をいう。

(2) 「被災地又はその周辺の地域」とは、

被害が発生した市町村（特別区を含む。）又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県をいう。

(3) 「その他の被災者を支援する活動」とは、

居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助をいう。

(4) 「人事委員会が定めるもの」とは、

次に掲げる施設とする。

ア 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 5 条第 1 項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設及び視聴覚）

障害者情報提供施設

- イ 精神薄弱者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 5 条に規定する精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者通勤寮及び精神薄弱者福祉ホーム
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 50 条の 2 第 1 項に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者福祉工場
- エ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設
- オ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- カ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設
- キ 老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 6 条第 4 号に規定する老人保健施設
- ク 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院
- ケ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する盲学校、ろう学校及び養護学校
- コ アからケまでに掲げる施設のほか、これらに準ずる施設であると任命権者が認めるもの

(5) 「その他の日常生活を支援する活動」とは、

身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。

(6) 「国際交流団体」とは、

（財）高知県国際交流協会に「国際交流関係団体」として登録された団体及びそれに準ずる団体をいう。

(7) 「公的団体」とは、

国又は地方公共団体及びその機関をいう。

(8) 「その他外国人を支援する活動」とは、

語学を活かした案内等直接的な援助をいう。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年十二月二十七日

高知県人事委員会委員長

高知県人事委員会規則第三十一号
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成六年高知県人事委員会規則第四十八号）の一部を次のように改正する。
第十二条の表中二〇の項を二一の項とし、

一九 父母、配偶者及び子の祭日

慣習上最小限度必要と認め
る期間

を

一九

が社会に貢献する活動（職員
が自発的に、掲げる社会に貢献
する活動）（専ら親族に対する
支援となる活動を除く。）を
行う場合で、その勤務しない
ことが相当であると認められ
るとき。

一の年につき五日を超え
ない範囲内でそのつど必
要と認める日又は時間
（時間単位で与えた休暇
を日に換算する場合、一
八時間をもって一日とす
る。）

1

地震、暴風雨、噴火等に
被災地又はその周辺に
被る生活関連物資の配布
その他被災者支援活動